

平成28年度

定期監査報告書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監査委員

興梶 良藏

伊藤 清起

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば、単にその財務に関する事項ばかりでなく当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果報告】

平成 28 年度 南阿蘇村定期監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告します。

平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

南阿蘇村監査委員 興 梶 良藏

南阿蘇村監査委員 伊藤 清起

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

平成 28 年 10 月 17 日から平成 28 年 10 月 19 日まで（実質 3 日間）

審査日	曜	課 名
10 月 17 日	月	税務課・会計課・農政課・人権対策課・住民福祉課・保育所
10 月 18 日	火	健康推進課・企画観光課・総務課・窓口センター 総合調整課（白水）・議会事務局
10 月 19 日	水	建設課・総合調整課（長陽）・環境対策課・教育委員会

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 平成 28 年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 平成 28 年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所長から平成 28 年度の中間期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員に説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業法第 40 条の 2 に規定を検証する方法で監査を行っている。

5 監査の結果

○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種別、金融機関別に区分けされ、詳細に理解できるように仕分けされていることは、透明度の高い金銭の取り扱いを基本とする上からも特記されることである。会計処理上も適切に管理されている状況にある。基金の部門別の内訳は、一般会計＝11基金、特別会計＝7基金となっている。

○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

現時点で、農林業を取り巻く環境は国の方針も不確定要因が多岐にわたっている中で、なかなか厳しい現状でもあり、担当部門に於いては難しい局面もあるようである。そんな中に於いても各分野での計画が対象者の意を解しながら適切に対処されている状況にある。現状を把握した中での組織、人材育成等で活性化を図る手始めとしての夫々の活動が今後の農業の発展につながることを期待したい。その他諸々の活動についてはそれぞれ計画から実行へと更に実践へと各々の部門に於いて活動が展開されている状況にある。

財政状況が厳しいといわれる現実を理解できるが、後継者不足が叫ばれる生産農家等の現状を打開するためには、国の施策等の踏襲だけでは農家の将来への展望は拓けていかないのではと考える。現時点では新規就農希望者も数件ではあるがでてきているようで、このような芽を大切に育てていくことは大事なことであり新たな視点で希望が持てるように確立されていければと願いたい。担当課の主要事業として（補助、支援給付等）当該年度に於いては、15部門にわたり、諸々の形で農家経営の安定を目指しての各事業の事業が計画から実行へと実施されている現状にあるようでこれが大きく実を結ぶ事を期待したい。耕作放棄地の解消については、本村に於いては営農上、また景観に配慮すべき耕作地を積極的に解消し、農業生産力の回復、美しい農村景観づくりに資するために徐々にではあるが動きだしてきている状況にある。組合の設立と圃場整備事業に伴う農地集積事業に取り組んでいる地域もでてきている状況にある。又、国の事業の一環として平成24年度よりスタートした（人・農地プラン事業）には、管内で30地区がプラン策定済で本年度3地区は見直し予定とのことで、このような試みが各々の地域で計画から実践へと継続した形で定着するように願いたいものである。担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的な機能を確保しながら推進させる目的での各種事業等の成果が上がることを願いながら、併せて畑地等の荒廃が特に目立ちはじめてきた状況を見るときに、その利用方策等を考え（畑地区画整備等）景観を損なわずに多目的に利用できるような体制づくりについても、今後は必要になってくるのではと考える。当該年度に於いては、年度当初に発生した熊本地震により被害を受けた施設等の再建や農業用機械等の取得等を緊急

的に支援する予算案も計上されて要望者の声を実行に移すべく、農業経済の安定になるべく支援策も進められている状況にある。法整備が必要ならばルートを通じて働きかけるなど検討課題でもあると考える。

○農業委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

近年、後継者不足による耕作放棄地が多くなってきているが、放棄地再生モデル事業として、僅かではあるが再生の手始めとして、子ども達による事業を実施（子ども達に農業の体験も兼ねて、生産の喜びを味あわせることも大事なこと）されている。当該年度における移動及び転用等の状況は105件程度が現在までの動向である。注意すべきは土地の売買の要因が厳しい経済状況の中で債務処理のための件数が増加の傾向にあることは憂慮されることであるように感じられる。新規就農者も数軒でてきているようで、いろいろと困難を伴う面もあると考えるが、所期の志が全うできるよう側面的な行政の支援も考えていかなければならないのではと感じる。

新農業者年金制度の発足に伴う加入については現在、52名程度の加入状況その内受給者（12名）待機者（40名）とのことである。（旧制度加入者＝352名：受給者）

○人権対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

人権問題解決にむけて住民との座談会等も計画的に実施計画されているようで啓発活動を重点的にとの方針で、広報誌による啓発活動はもとより地域巡回研修も計画されているようであり、継続的に実施され又、企業・事業所等を訪問し、啓発活動の大切さを説明、資料の配布等を通じて人権の大切さを徹底させるべく活動が行われている状況にある。この様な催しを機会に多くの人達が人権問題の解決に向けて、厳しさ、大切さをお互いが学び、全ての人達が心の底から人権の尊さを自らの課題として捉え、問題解決へと繋げていけることを期待したい。この様な計画が、回を重ねるごとに理解も深まることを確信しながら、一日も早い解決が出来るよう今後とも地道な活動が継続されて個々の人権が守られ、人として当然守られるべき、人権が本当に心から守られる社会ができることを願っている。

当該年度に於いても、近代化教室と名付けての事業も開設されて夫々計画に従って実施されている様で今後はこの教室で得た力を多くの人に広める事が出来る様な人材に育って欲しいと願いたい。

住宅新築資金等貸付金特別会計の貸付償還金返済については、真面目に償還されている借主の立場等も考慮しつつ、特に、過年度分の未償還の額が相当額あるので、今後とも粘り強く貸付対象者への理解を得ながら適切に処理されることを望む。

○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種、税の調定と徴収及び還付事務等については、改善に向け随時意見を述べてきたが、今回の監査においては適正に処理されている状況である。

滞納者への対応については、現状は阿蘇管内全ての市町村が一つとなって徴収する事となっている。更に村税の共同催告状も滞納者には発送されており、徐々にではあるが、その効果がでてきている様であり、今後ともねばり強く納税に対しての大切さを働きかけていくことが重要であると考え。連携して併任による徴収率向上を図る目的で、特に悪質な滞納者に対して強制的に手順を踏み（法的な裏付を整え）、差押等の執行も実施しながら職務遂行が進められている。強制手続きによる取立件数も増加傾向にある。他の滞納者についても、自ら納税に対する理解が高まり、法的手段をとる前に自主的に納入されている該当者もあり、少しずつではあるが意識改革ができてきているのではと思われる。ただ、平成26年4月に消費税が17年ぶりに5%から8%に引き上げられた。税法改正は、高齢者で増え続ける年金や医療などの社会保障を賄う狙いだが、翌年度に支払う住民税の税率5%が10%に改正された影響に加えて、住民の負担が増大する形になっており、大変厳しい状況である。この様な状況の中ではあるが、今後とも、滞納者の納税に対する意識の高揚、義務を果たすことの重要性を更に理解して頂きたいものである。「収納率向上対策事業計画」も作成され懸命な努力をされていることには任務とはいえ大きな敬意を表したい。徐々にではあるが成果が出てきているようで、震災に伴う家屋被害調査等で苦労も多く、大変だとは考えるが今後とも頑張ってもらいたいと願っている。

人事管理においては配置された職員の健康管理に万全を期され、日頃の注意を怠らないような配慮を望みたい。課内で班編成と月間計画等も設定されて徴収体制を整えて事務に対処している現状である。又、滞納台帳も氏名、訪問記録等詳細に様式を作成して記載されて、鋭意努力されている。担当課内の決裁等について遺漏のないよう、連携を密にすることは当然のことである。

○総合調整課（白水庁舎）

総合調整(担当)の分野としての全体的な把握及び管理体制については適正に執行されているものと認められた。(特に庁舎内の消費電力の削減等については、昨年度と同様節電意識が定着しており昨年並みで推移しており経費の削減に努めている状況にある。)この様に節電に努めながらも基本料金及び単価の値上がりや消費税率の上がりなど想定よりも増加傾向の面もある状況にある。新庁舎が完成するまで苦労も多いと考えられるが、無駄を省くことの重要性を考慮しながら、今しばらく厳しさを周知させながら頑張ってもらいたい。

○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

この分野は、高齢化社会の中、(被保険者の方は9月末で、65歳以上の方が約4,073名。その内、75歳以上の方は2,174名で高齢化率は36.4%と前年に比較して0.4%増加の状況にある。)密接な関係にあり、職員も部門が多岐にわたり特に障害を持っておられる人たちへの対応も含め、担当職員もいろんなケースがある中で心労が重ならない様に適切な勤務体制をとることも必要ではと感じる。この部署は人の命を大切にす、健康な体を維持するという命題もある中での職務で、大変苦労も多いと考えられる。職務とは言え、多岐にわたって異なるケースの相談等もある様で、勤務体制については、早急に検討することが望まれる。(職員の健康管理の面からも職務内容の担当部門等含めて)

担当課においては健康推進の面から各種の部門において相談事業、教室、予防事業等検診事業が実施されているが、今後とも、諸般の事情を克服しながら住民の健康管理、福祉の増進など計画的に住民が安心して暮らせる環境づくり、時代の変化にも対応できる条件整備等の推進に更なる活躍を期待したい。

そのような状況ではあるが、高齢化社会に対応するためには、予防的な面でも十分な対応が出来るような更なる環境づくりを期待したい。

また、国民健康保険関係の保険給付費等については年度途中では増加傾向である。健康管理の面について更なる関係各課との連携を密に事前の健康管理等について更なる改善、指導体制の強化に頑張っ欲しいものとする。

なお、医療費等の抑制に向けて国任せ国の方針のみに頼らず、長い目で見て当村に合った独自の取り組みも検討されたい。

○保育所

おおむね適正に執行されているものと認められた。

長陽地域の保育園も完成し新しい環境のもとでスタートした施設での子供たちも元気なようで、健やかな成長を願いたいものである。白水・久木野それぞれの保育所も順調に運営がなされている状況にあるようで、今後とも子供の成長を願っての指導を期待したい。(10月11日現在の園児数は白水保育所115名・ちょうよう保育園122名・久木野保育所86名)

○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

国の方針も色々と変わる部門もあり、担当課も苦慮する部分もでてくる中ではあるが迅速に対応できる体制は怠りなくとられている様である。

社会保障関係で税番号制度(マイナンバー制度)が平成28年1月にスタートしているが、誤った考えで本人の意思とは関係なく悪用されたりすることがないように情報管理については、慎重に願いたい。

年金事務関係では、従来の組織では本部機能の働きが不十分ということで、内部統制のとれた組織を充実強化させるとの観点から日本年金機構という名のも

とに衣替えをして数年経過しているが、村においては迅速な手続きが図られている。又、高齢者の生存確認等についても、戸籍上の手続等も確認し（個人のプライバシーが守られることは当然の事）誤りが生じない様、細心の注意を願いたい。

担当課においては、個々の人権を大切に守りながら、障がいをもつ方々に対しての心の悩み相談を始めとして、夫々が持っている個性を尊重しながら安心して暮らせる地域づくりを実現させるために諸々の施策を策定し、目標実現のため、日々努力されていることに深い感動を村民夫々が受けるような村となる様に大変だとは思いますが頑張ってほしい。現時点では9月末の人口11,187人（内外国人41人）、世帯数は4,547世帯との事。高齢化率は36.4%強の状況で年々比率は高まりつつある様であるが、適切な判断のもと予算執行がなされている。

諸々の事業の中でも個々の人権を大切に守るという命題のもと、当該年度においても3事業に実施されている他各種の団体への補助活動も積極的に取り入れ、人権の大切さを村民すべてが理解する方向に向けての活動が積極的に実施されている状況にある。

○企画観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

景気は上向き傾向との声はあるが、現状は実感としてはまだまだの感がする中、村の総合計画（後期基本計画）の具体化に向け着々と可能な計画から進められている段階であり、大なる成果を期待したい。と同時に、昨年も記した事であるが、南阿蘇村は自然に恵まれた水と温泉・景観と全てに自然が与えてくれた他の地域に自慢できる条件を備えた状況にあることを忘れてはならない。いやしくも自然の恩恵を崩すような環境は絶対に構築しないことを命題として今後とも視野に入れ、将来を見据えた路線選択が必要ではと考える。今後とも、より一層の積極的な検討が望まれる。現在、担当課においては地域づくりの実現を願い、新エネルギー・公共交通の再編、体験交流等による農村地域の活性化を通しての観光地づくり等、関係課と連携しながら計画から実施へと目標をもとにスタートしている。その成果が期待されるところでもある。

企画部門では、南阿蘇村頑張る地域支援補助を活用して団体及びグループ（8件）が活躍中である。それぞれの活動が、村の活性化に向けて大いなる成果をあげ、他の地域にも波及していけば村を訪れる観光客も益々増加することにもつながりいろんな面での活性化にも役立つ方向に進んでいけばと期待したい。このような事業を始めとして今後とも地の利を活かした積極的な取り組みを願いたいものである。

又、自然環境に恵まれた南阿蘇に定住を求めて訪れる人もある様で空き家の希望者もある様だが賃貸物件としての提供までにはまだまだ課題がある状況にある。平成28年3月南阿蘇村空き家バンク設置要項が整備された。借りたい方、貸したい方をセッティングさせる取り組みも始めているとの事で一連の熊本地震を受け被災された村民の方が空き家をみなし仮設としても利用出来ることか

らその取り組みも進められている。(平成28年9月現在で空き家バンク利用登録者数(25名)空き家バンク登録者数(6名)契約件数(9件)の状況にある)。このことは今後いろんな形で増えてくるのではと予想される。

現在行われている村出身者との村人会(大阪・東京)については、交流を深めながら村の特産品の販路拡大等を図れる組織化が実現され、中身の濃い交流活動として定着することも願い、常に新しい情報提供を行いながら、具体的な効果が上がるよう成果を期待したい。

一方、国の補助事業も年々縮小されている中、インターネット等情報網を活用し国の事業の動向についても早期の情報収集に努められ村の行財政運営に生かされたい。

更に、南阿蘇村の概要を紹介する手段としてホームページのリニューアル、また「村勢要覧」も発刊されているが、常に新しい情報を全国に向けて発信出来るよう積極的な更新を望みたい。

商工観光の部門においてもおおむね適正に執行されているものと認められた。

各施設に委託料または特別会計の形で村が関与する部分が大である。それぞれの施設が希望の持てる施設として、また、そこで働く人にとっても心から来訪者の立場にたって運営できる体制作りのためにも、厳しい現状を打開することが望まれる。又、各イベント等が当該年度においても各種の催しが行われており、来村者にとっても魅力あるものとして定着する様に期待したいところである。要は各種の事業が村の活性化につながってくれることが願いでもあり期待したい。

一方、第三セクターの形で運営している諸々の施設はそれぞれに地域の特性を生かした分野もあり組織の再編になると難しい点も出てくる場合もあるようで、当面は現状維持し、その中でアイデアを出しながら顧客の確保に努めていくことが望まれる。例年記していることであるが、開設した当時の村の基本的な方針は、どの施設も単に営業利益を上げることが全てではなかったのではと考えると、時代の流れとともに厳しい財政事情が身近になると何等かの対応を検討すべきだという声は当然のこととはいえ、類似施設を抱える現在においては村としてもその対応に苦慮するのは現場で働く人達も同じ思いではと察せられる。特に4月の熊本地震の被害の状況でも当村に於いては、立野地域を始め旧長陽地域の被害の大きさを考えるとその地域に住む人達の住む場所の再建策等も念頭に事を進めていかなければならないので大変だとは理解出来るが、最善の解決方法を検討しながら今後とも関係機関との協議を密にして進めて頂きたい。

担当部署においては、このような現実を踏まえいろんな角度から最善の形で今後にも備えるため具体策を検討されることを望みたい。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

担当課においては、概ね村の全体的な状況も把握した上での審査ということで中身の濃い状況説明であったと感じる。財政状況は相変わらず厳しいと言われる中、地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行により、毎年度財政指標を公

表することが義務付けされているが、前年度の決算額の指標においても健全化基準を下回っており、良好な行政運営が出来ている状況にある。平成28年度の予算も諸般の計画が盛り込まれており、執行状況は順調だと考える。只、先述した様に

予算規模は熊本地震の影響で被害額も甚大な面が多い関係で国・県の支出金の額が大きく10月に時点では前年の実績と比較すると7倍近く増加しており被害の大きさが改めて思い知らされた感じである。

このような状況を踏まえ、当該年度においては、どの部門に重点が置かれ予算執行が成されているか点検しながらの監査を行なった。将来の村づくりにおける村民のよりどころとなるべき心臓部分となる新庁舎建設が先送りされていた件について、先般工事に着手し、熊本地震の影響で難しい局面がをかかえる状況ではあるが、一日でも早く完成することを望みたい。完成までの期間においても常に執行部においては、村民に対しての行政サービスが低下しないように施策等の提示について情報提供をしながら行政運営の遂行を願いたい。

当該年度に於いても、先述した国が景気対策の一環として前年度末に地方に配分された予算が、明許繰越として当該年度に於いても執行されている部分が村にとっては厳しい状況の中でも財源不足を補っている面もあるのではと考える。当分はまだまだ先行き不透明な部分も諸々で、自治体においては大変苦慮すべき分野や懸念される点もあり、今後とも国の状況等を勘案しながら的確な判断のもと、考慮すべきは住民サービスの低下や他のインフラ整備が実施できないような事態にならないために、例年要望しているように日頃から関係部署においては村にとっても補助率の高い事業の推進や有利な起債を充当した事業の積極的な取り組みを推進するとともに、中長期的な財政計画の見直し等も考慮しながら積極的な財政運営と節減の為に、現況を捕らえた中での企業感覚をとり入れた型での対応を望みたい。

現状は、確実な歳入財源額の早期把握に努め実質的な予算の枠組みを確立されている様で、今後とも気を緩めずに的確な判断のもと対応をされることを望む。

財政計画の策定においても、ただ絵に描いた餅にならないように適切な状況把握をし、その方向性を見定めながら実現可能なものを積極的に進めるべきものと不要不急の判断をしながら、それぞれが将来の村づくりに向けて村民の願いが実現するべく、知恵を出し合った環境づくりを期待したい。

例年記しているように、入札工事等については疑念を持たれないように細心の注意を払い、的確な処理が進められるよう強く望みたい。幸いに現時点では予定価格の公表を実施されているが業者選定等についてもより慎重を期されたい。

行政当局に於いては行政運営をより効果的に進めるために相当の工夫が施されているが、庁舎完成までにはもう少し時が必要な状況なので、その間に於いては更なる各庁舎間の連携強化、職員の動向等基本的な面はもとより、各庁舎間の職員の村民に対する接遇については更なる努力を願いたい。ただ、厳しい財政状況の中で健全財政を維持していくには昨年度にも指摘した事であるが、消費的経費の削減や適正な人事管理が必要不可欠である。当該年度に於いては、新たに職

員に採用された職員共々新しい陣容も含め、それぞれの部門で任務遂行がなされている。今後とも、職員定員適正化計画書に沿った実施が急がれる。現状は自然減で推移している状況であるが、これは庁舎が分散している点から考慮するとやむを得ない事情があるのも理解できるが、解決に繋げていくためにも庁舎の一日も早い完成が望まれるところである。更に分権時代に相応しい職員研修の実施にも努力されたい。

○窓口センター（久木野庁舎）

おおむね適正に執行されているものと認められた。

主な業務の中で住民と直結する個々の申請手続等、事務部門の相当量の取扱いがなされており、担当職員も神経を使わざるを得ない状況にある様である。

ただ、庁舎が分散しているため窓口で行なっている金銭の取り扱い事務処理等については指定金融機関と協議し、従来の方で処理する方策ができるよう（金額が多額な場合等）安全確保を願う上からも当然のことではと考える。（現状は、職員が業務処理を行う場合もある様である。）取扱い金額にも月によっては相当高額の場合もある様なので、より一層慎重に安全確保の意味からも検討されたい。

○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

議会に対する村民の意識（関心）も高まり傍聴者も増加の傾向との事で好ましい状況ではある。正しく理解されて村の発展に協力して頂ければと願いたい。又、広報活動にも議員各位が大変熱心で村民の理解も深まっている状況である。

○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

予算化されている事業の遂行状況は、当該年度に計画された事業計画については、測量設計等については現在入札事務中が5件との事で、当該年度工事実施予定路線が10件ほどあるが殆どが地元との調整中とのことである。熊本地震の影響も多分にあると考えられるが、一日も早く解決して実行出来るよう願う。只、当該年度に於いては災害関連の事業が相当でてきているので併せて関係者の協力も得ながら一日も早い完成を目指して最善の努力を期待したい。予算的な面もあると考えるが、まだ、全てに於いて完了しているとは言えない箇所もある様なので一日も早い復旧が望まれる。また、委託業務については、殆ど終了しており、後は具体的に工事に着手する手順をふんで一日も早く完了するように頑張る欲しい。担当部署に於いては大変であると考えられるが適切な対応を願いたい。

また、住宅使用料の未収金回収に努力されているが、財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の努力と適切な会計処理を期されたい。

○総合調整課（長陽庁舎）

おおむね適正に執行されているものと認められた。

当該課においては、職務内容が多岐にわたっているため苦勞も多いと考えられるが、今後とも遺漏のないよう対応を望みたい。村税、使用料等の収納については、関係部署との連携を密にして今後とも慎重を期して欲しい。

特に、村のネットワーク(情報管理システム)関係では、村の心臓部門でもある情報管理全般等機械の主要部分が長陽庁舎に設置されている関係で、総合調整課が受け持っている状態である。

職員のパソコンの OS グレードアップも行われている。その他、マイナンバーに伴うシステム(総合行政システム)改修も行われている状況にある。(当分の間＝庁舎が一本化されるまで)本来この部門は、総務部局内に設置すべき分野なのであるが庁舎が完成するまで現状の体制で行なわざるを得ない。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

教育委員会関係は学校教育、社会教育、社会体育、給食センター等、範囲も広く、夫々の部門で将来を担う若い年齢層から生涯にわたり、健康で過ごせる様にと各種の企画、イベント等幅広い分野に至り大変苦勞も多いと考えられるが活力ある村づくりの一環を担うという思いも含めて益々の頑張りを期待したい。

各分野に於いては年間計画も具体的に立案されて計画的に実行されており、今後とも益々充実した活動が行われ、結果としても夫々が満足し、充実したものになると同時に更に施設面の活用にしても、それぞれの部門で各種の施設が有効に利用また活用されて村の活性化に向けて大なる貢献が出来る様、今後とも益々の活躍を職務に携わる方々にはお願いし期待したい。

学校部門では、当該年度4月に開校した、南阿蘇中学校も順調にスタートが出来る様である。

統合はあくまで将来を担う子ども達が、他の地域の同世代の仲間達が味わうことの出来る当然の権利である団体活動を始めとして、同じ環境の中で学べる環境づくりが第一の目標と考えられるので、該当する地域の保護者を始め、住民の方にも経緯等についても適切に説明をし、現状等についても更なる理解を得ることも大切なことだといえる。また、震災により転校、寄宿舎生活を余儀なくされている児童・生徒も多く、厳しい状況が続いているが、全村あげて子どもを守り育てていかなければならない。

○環境対策課

熊本地震により所管の上下・簡易水道、生活排水等、甚大な被害を受け、家屋解体と併せ昼夜分かたず全力で復旧に向け職務遂行されている中、監査では、おおむね適正に執行されているものと認められた。

当該課は昨年も記したことであるが、近年環境問題に対する住民の関心が強い分野での職務内容であるため大変苦勞も多いと考えるが、住民生活に密着した事

業等については更なる配慮をしながら、今後とも復旧を始めとして諸々の課題に対処していくことを願いたい。この部署は旧長陽地域の上水道関係だけでも配水池が5ヶ所設置されてその各々は送水管で送られる方法がとられており、震災後維持管理は相当苦勞が重なる時が多いように感じる。万一、故障やトラブルが発生した時は、携帯で通報する（自動的に）方法がとられているが、担当者の苦勞は大変だと察する。体制の強化は急がれる課題であると考え。水道使用料の滞納者については関係者の理解を得ながら、未収金回収に更なる頑張りを願う。財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の努力と適切な会計処理を期されたい。

また、旧久木野地域の簡易水道事業については、震災後将来に向けての方針等が不安定な状態なので、現時点では簡易水道の統合又は総合計画を示した自治体には10年間は補助するという国の方針がどうなったのか、旧久木野地域の場合には早急に各組合との調整を行い、一元化に向けた事業の推進に努められたい。

現在の状況は、簡易水道として取り扱われている分が8組合と、100人以下の各組合で経営している分が8組合あり、諸々の不都合な事態等が発生しないよう地域の理解と村として積極的な説明を行い昨年度にも記した様に、全面的な協力が得られるよう願いたい。

また、生活排水処理事業では村で採用している施設の設置形態は市町村設置型が導入されてきたが、この事業も平成22年度からは県の事業としてスタートして、補助内容も変わってきている。又、村内の状況も市町村設置型から個人設置型への希望が多くなってきた経緯もあり当該年度に於いては9月末現在個人設置型が、4基完成している状況にある。家族構成も影響しているのではと考えられる。農業集落排水事業は終了しているが、つなぎ込み等については、まだ継続している状況にあるので早急な対応を願いたい。合併浄化槽の使用料収納については現時点では大変良好のうちに推移している。

瓦礫処理・家屋解体撤去についても、担当者の苦勞は大変だと察する。解体完了は2割程度であるが今後委託業者も大幅に増加するので一日も早い完全復旧を願いたい。

む す び

今回の定期監査においては、平成28年度村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等についての説明を受け、現時点での概要については、順調に推移している。全体的には、前年の指摘事項についても可能な限り改善され、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められていることは総合的に評価できる。

当該年度に景気対策を目的として、国が配分した予算で繰越された（村関係）予算は、村にとっては効果の大きい財源だったのではと考えられる。

先般発生した熊本地震で、本村では、旧長陽地域に於いて橋の崩落等を含めて被害は特に甚大であったが復旧に向けて適確に事情把握をして事後処理等を含め、一日も早く完全復旧が出来る様願いたい。

この様な中での今回の監査であったが、それぞれの具体的な内容（数字的な面）については、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事務的内容の概要等を審査した。現時点では、分庁方式の関係で事務の効率化を目指し、努力されている事は認められるが、前年度にも記した事であるが、庁舎建設もスタートし、後は工事の完成が待たれるが、それまでの間は各庁舎間の連携を密にして、村民の付託に応えられるよう頑張ってもらいたい。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的な部分が多いので数字的な表現は略することにした。しかし、平成27年度予算補助金支出について、住民監査請求に伴う監査において、不適切な支出が認められた。

今後の補助金支出については、今日的な視点で改めて点検を行い、必要な見直し、規則・要綱の再整備（改正、上限設定等）を行い、支出手続きについては住民の信頼を得ることが出来るよう、適正な処理システムを整備するなど、十分な検討をなされ、二度とこのような事がないように猛省されたい。

各部門のうち、教育委員会関係で統合中学校も含め順調な歩みを続けており、校区の住民の理解を得て笑顔と期待の中で開校でき、他の学校と共にそこを学び舎として頑張る子供達の姿に思いをはせながら、将来を担うべき人材に成長してくれることを心から願いたいものである。

昨今の厳しい財政状況下に於いて、各部門の報告欄等でも触れている様に事業関連の工事発注状況も景気対策の一環としての予算が年度内に完成することを願いたい。また村の重要な自主財源である村税の収入割合が現時点で、震災の影響で減収となっているので更なる効果的な対応策を期待したい。

最後に、国内外の状況は何かと難しい問題を山積みになっているなか、景気の低迷から脱却するには、相当な時間を要するのではと考えられる。一日も早い回復が望まれるが、まだまだ先行不透明な部分が多い状況の中ではあっても、村に於いては諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを日頃から構築して今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい環境づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。